

平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業に関する公募型サウンディング再調査の結果について

1 調査の趣旨

本市では、平和大通りを人々に平和を実感してもらう空間、また、都心の回遊を促す新たなにぎわいを生み出す空間にしていくため、中区内の平和大通りの車道・歩道を除いた緑地部分を都市公園（平和大通り公園）としても位置付けて、道路と都市公園の効用を兼ねる区域とした上で、特に中央通りから鯉城通りまでの区域については、新たな魅力を創出できるよう、民間活力の導入を前提として、飲食・物販施設等の公募対象公園施設の設置と交流広場等の特定公園施設の整備を一体的に委ねる公募設置管理制度（Park-PFI）及び交流広場等の公園施設の管理・運営を委ねる指定管理者制度を活用し、設計・整備から管理・運営までを一つの民間事業者（又はグループ）に委ねることを想定しています。

先般の公募において応募が無かったことを受け、本事業に対する参画の意向やアイデアなどを把握し、公募条件の見直しに反映させるとともに、広く情報提供を行うことで、応募に向けて十分な準備を行っていただくことができるよう、公募の条件などを定めた公募設置等指針（改訂版）（案）の概要等を配付した上で、民間事業者と個別に対話を行いましたので、その結果を公表します。

2 実施日程

日 程	内 容
令和 7 年 1 月 10 日	調査の実施について公表
令和 7 年 1 月 28 日・29 日	個別対話の実施（当初）
令和 7 年 2 月～4 月頃	個別対話の実施（追加）

3 参加者

(1) 参加者数

3 者

(2) 参加者の属性

区 分（※）	参加者数
ディベロッパー	1 者
施設管理	2 者
計	3 者

※グループの場合は代表法人のもの

4 主な意見

(1) 事業全般

- ・平和大通りの魅力や価値を高めるため、整備や利活用について、官民連携で取り組むことが望ましい。(事業手法である Park-PFI の活用に否定的な意見はなかった。)
- ・道路区域であることなど制約が多い中での提案となるため、十分な検討期間を設ける必要がある。
- ・集客性の観点から立地条件に劣ることを踏まえた実現性の高い公募条件を設定する必要がある。

(2) Park-PFI 事業

- ・公募対象公園施設について、既存の埋設管や樹木が多数存在する中で、市場競争力のある規模の施設設置が可能となる条件設定が必要である。
- ・特定公園施設等について、既存の樹木が多数存在することを考慮した整備費の上限額の設定が必要である。

(3) 指定管理業務

- ・被爆樹木や供木を含む既存の樹木が多数存在することや、道路区域でもある公園における施設管理が必要であることなどを考慮した指定管理料の上限額の設定が必要であり、市が想定している仕様を示してほしい。
- ・倒木の撤去等は、指定管理業務に含まれるのか示してほしい。

(4) 利活用の取組

- ・旧市民球場跡地と異なり、イベント等の収益化は困難である。